

浅江中学校移転改修事業公募型プロポーザル 質問回答書

| No. | 資料名 | 頁 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|--|---|
| 1 | 要求水準書 | 5 | 5 リスク分担表について 金利・物価変動のリスク(変動の程度により協議)とありますが、工事請負契約においては、通常の公共工事請負契約約款と同様のスライド条項により行うという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 同上 | 同上 | 上記物価変動については、提案価格書提出時から工事請負契約までの期間の変動についてもスライド可能でしょうか。 | 提案価格書で提示される金額は、本事業の実施に必要なとなる金額で、施工契約の金額ではありません。施工契約の金額は、設計が終わった段階で優先交渉権者と協議調整後、仮契約を締結し、市議会の議決により本契約の締結となることで確定します。協議調整時から本契約締結までの期間は1箇月から2箇月程度を想定しています。この期間で協議調整時に想定できなかった金利や物価の変動があれば、スライドは可能です。 |
| 3 | 募集要項 | 別記1 | 現場見学の期間については、令和5年10月13日から令和5年10月25日とありますが、現場見学等により募集要項に係る質問が新たに出てきた場合、本質問期限(令和5年10月13日)の延長は出来ないでしょうか。 | 公告のとおりとします。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|------|--|--|
| 4 | 募集要項 | 別記 1 | 現地見学の期間は令和 5 年 10 月 13 日から 10 月 25 日になっていますが、見学により募集要項に 関係する質疑があった場合、10 月 13 日以降の質 疑はできるのでしょうか。 | 公告のとおりとします。 |
| 5 | 要求水準書 | 5 頁 | 山口県の建物の為、アスベストの調査記録はあり ますか。 | アスベストの調査記録は、光市教育委員会教育総 務課において写しを貸与します。 その他必要と思われる部位の調査は、設計の段階 で行ってください。調査に必要な費用は、設計業 務に関する契約前に協議します。 |
| 6 | 要求水準書 | 4 | 設計時に積算業務を行う理由をご教授下さい。 | 施工契約を行う際に、適正な数量や単価等を確認 するためです。 |
| 7 | 要求水準書 | 4 | 以下の資料がありましたら、ご提供下さい。 消防機器定期検査記録 アスベスト調査記録 | 消防用設備等点検結果報告書及びアスベストの調 査記録は、光市教育委員会教育総務課において写 しを貸与します。 その他必要と思われる部位の調査は、設計の段階 で行ってください。調査に必要な費用は、設計業 務に関する契約前に協議します。 |
| 8 | 要求水準書 | 5 | 「アスベストが発見された場合には、適切に処分 を行うこと。なお、アスベストの運搬及び処分に 係る費用は協議の上決定する。」とあります。 調査後、提案上限額を上回る工事金となった場 合、工事の契約変更を行っていただけるとしよ うか。 | 対象建築物のアスベスト含有建材の調査について は、設計段階で実施され、設計内容に反映される べきものであり、工事中に施工契約を変更するこ とはないものと考えていますが、万が一、工事中 に新たなアスベスト含有建材が見つかった場合 は、協議調整し決定します。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------|---|--|--|
| 9 | 別添資料3 改修要求項目 | | 屋内運動場の1、2階部分が鉄筋コンクリート造となっていますが外壁改修の範囲外と考えて宜しいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 別添資料3 改修要求項目 | | 外壁調査後に改修内容を決定することになります。調査後、提案上限額を上回る工事金となった場合、工事の契約変更を行っていただけるのでしょうか。 | 提案上限額以内で設定していただく提案価格が契約金額の上限であり、かつ受注条件となります。万が一、上限額を上回る恐れがある場合は、内容や仕様について協議調整し決定します。 |
| 11 | 別添資料3 改修要求項目 | | 以下の項目は改修工事に含まれますか。 また、改修工事に含まれる場合は再利用ですか。若しくは撤去、新設ですか。ご教授下さい。 黒板、掲示板 非常照明、消防機器(感知器、屋内消火栓)等 学校家具(調理台、実験台など) 放送設備 音楽室音響設備 給食冷蔵庫 バリアフリー化に伴う建具の改修 ガラス | 基本的には再利用するよう考えていますが、設計時の調査で、故障しているものや劣化が著しいものは、設計を行う際に、再利用や撤去・新設について協議調整し決定します。 |
| 12 | 募集要項 | 6 | 募集要項等に対する質問の受付は令和5年10月13日(金)午後5時までですが、現地見学は令和5年10月13日～令和5年10月25日までです。現地見学後に質疑事項が発生した場合は追加質問を受付けていただけますか。 | 公告のとおりとします。 |